

令和 6 年 6 月 7 日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K11161

研究課題名（和文）保健師が活用できる発達障害児の養育者の子育て支援ガイドラインの開発

研究課題名（英文）Development of guidelines to support parents of children with developmental disorders for public health nurse

研究代表者

坂田 由美子（Sakata, Yumiko）

筑波大学・医学医療系・名誉教授

研究者番号：30347372

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、保健師が活用できる発達障害児（疑いを含む）の養育者への子育て支援ガイドラインの開発である。全国市区町村の母子保健担当保健師に質問紙調査を行い、発達障がいのある子どもをもつ養育者にインタビュー調査を行った。これらの調査結果を踏まえガイドラインを検討した。その結果ガイドラインの要点として(1)発達障害の理解、(2)発達障害の早期発見、(3)発達障害の早期支援、(4)発達障害の継続支援が挙げられた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

発達障害は早期に確定診断がつかない場合も多く、養育者は子育てに不安を抱いている場合が少なくない。養育者の不安の解消や二次障害の予防には、早期から子育て支援に関わる保健師の支援が重要となってくる。今回、全国自治体における保健師の発達障害児の子育て支援の実態と養育者の支援ニーズを明らかにし、その結果を踏まえてガイドラインを検討した。このことは個別性の高い発達障害児の子育て支援において意義のあることだと考えられる。

研究成果の概要（英文）：This study aims to develop guidelines to support parents of children with developmental disorders (including children who are yet undiagnosed but are suspected to have developmental difficulties). Questionnaires were administered to 1,742 Japanese municipalities via postal mail. Subjects of survey are PHNs in charge of the maternal and child health. We conducted interviews with parents of children with developmental disorders. Based on the results of these surveys, we examined the guidelines. The main points of the guideline were (1) understanding of developmental disorders, (2) early detection of developmental disorders, (3) early support for developmental disorders, and (4) continuous support for developmental disorders.

研究分野：地域看護学

キーワード：発達障害 乳幼児健康診査 養育者支援 保健師 子育て支援

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

発達障害の特性は、養育者にとって「育てにくさ」を感じることが多く、子育てにおいて不安や困難感を抱きやすい。また発達障害の特性からいじめや不登校などの二次障害も生じている。このような養育者の不安の解消や二次障害の予防には、早期からの支援が重要となってくる。総務省が発達障害児/者への支援実態を把握するために行った発達障害者支援法施行 10 年後の調査では、発達障害の早期発見、適切な支援と情報の引継ぎ、専門的医療機関の確保が適切な支援を行うための課題として挙げられている¹⁾。発達障害のスクリーニングの機会として乳幼児健康診査が挙げられ、健診後のフォローは、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診ともに 98% は保健師が関わり継続支援を行っている。また発達障害児の保護者に行った調査²⁾では、発達障害と診断されたり疑いがあると告げられた直後からの支援が必要であることが明らかとなっている。発達障害者支援法では保護者への適切な支援は市町村の役割とされ、総務省の調査¹⁾でも、適切な支援を行うためには保護者の不安解消を図る取組が重要であると述べられている。養育者に最初に関わることが多い保健師の支援は、発達障害児をもつ養育者が発達障害を理解し受容したうえで適切な子育てができるように支援すること、二次障害を予防することである。そのためには、発達障害の特性に応じた支援内容を明確化して標準化した指針のもとに適切な支援を提供することが必要と考える。平成 17 年 4 月の発達障害者支援法施行以降、発達障害に関連する研究論文は増加傾向にあるが、研究の蓄積はまだ多くはない。そして、その多くは発達障害の特性を「育てにくさ」や「生きづらさ」の言葉に象徴されるような障害として捉えた研究である。そこで二次障害予防の観点から、発達障害の特性を「強み」として捉えることで、これまで蓄積されてきた先行研究の知見に新しい視点を組み込むことができると考えられる。

2. 研究の目的

本研究は、保健師が活用できる、発達障害児(疑いを含む。以下同じ)をもつ養育者への子育て支援ガイドラインを開発することを目的とした。地域で発達障害児の子育てをしている養育者の支援を行う保健師の役割は、子どもの行動と特性を結びつけ、養育者が発達障害のある子どもの得意な部分を強みとしてとらえ、苦手な部分是对応の工夫で補っていくことができるように支援することである。そこで予防の観点から発達障害の特性を強みと捉え、二次障害を予防する観点から養育者の子育てを支援する保健師用のガイドラインの開発を目的とした。

3. 研究の方法

1) 全国市区町村の母子担当保健師を対象とした質問紙調査

全国の市区町村 1742 自治体の母子保健担当保健師対象に、乳幼児健康診査における発達障害スクリーニングの実態等を明らかにするために郵送法による質問紙調査を実施した。調査期間は 2019 年 10 月 15 日～11 月 11 日である。

2) 発達障害のある子どもの養育者を対象としたインタビュー調査

発達障害のある子どもをもつ養育者が求める支援ニーズを明らかにするために 10 名の養育者に対して半構成的インタビュー調査を実施した。8 名は対面による調査、2 名はオンラインによる調査を実施した。調査期間は 2021 年 12 月～2022 年 1 月である。

3) ガイドラインの検討

調査 1) 2) の結果を踏まえて保健師が活用できる、発達障害児の養育者への子育て支援ガイドラインを検討した。

本研究は研究代表者が所属する機関の研究倫理委員会の承認を得て実施した。

4. 研究成果

1) 全国市区町村の母子担当保健師対象の質問紙調査結果

回収数 567(有効回答率 32.5%)の調査票を分析した。その結果、発達障害児スクリーニング実施率は 1.6 歳児健診 91.7%、3 歳児健診 91.0% で 1.6 歳児健診と 3 歳児健診の両方での実施率は 90.7% であった。保健師が発達障害に気づく項目(重複回答)は、1.6 歳児健診、3 歳児健診とも『言語発達の遅れ』が最も多かった。発達障害と判定される割合は 1.6 歳児健診も 3 歳児健診ともに 1～10%、健診後のカンファレンスは 97% の市区町村で実施、フォローアップとしては 1.6 歳児健診では『次の健康診査まで様子観察』81.0%、3 歳児健診では『所内発達相談の紹介』80.1% が多かった。早期からの支援を行っている割合は 1.6 歳児 74.3%、3 歳児 77.1%、継続して支援を実施している割合は 1.6 歳児 84.8%、3 歳児 84.0% と多くの自治体で行われていた。しかし早期支援、継続支援を実施していない自治体があることも明らかになった。自由記述で回答を求めた市区町村保健師が実施している発達障害児とその養育者への早期支援のための工夫点は、『早期からの養育者との信頼関係づくり』、『地区担当保健師への引継ぎ』、『関係部署・関係機関との連携』、『幼稚園・保育園との情報共有』、『心理相談・親子教室・療育教室などの紹介』等であった。継続支援のために工夫していることは、『関係機関間での発達障害児支援のためのネットワークを作り活動』、『関係職種で話し合い支援プランを立案し支援後に見直し修正を行う』、『地区担当保健師による定期的な訪問・電話等での継続的フォロー』、『幼稚園・保育園との

連携』、『医療機関・発達支援センターなど関係機関との連携』、『専門機関への引継ぎ』等であった。市区町村保健師は、地域における社会資源を活用しながら、養育者との信頼関係をベースに早期支援、継続支援を実施していることが明らかになった。

2) 発達障害のある子どもの養育者対象のインタビュー調査結果

インタビュー調査を実施した10名全員から同意を得てインタビュー内容を録音し逐語録を作成した。養育者が保健師に求める支援として語られた内容を類似性でまとめた結果、『発達障害の十分な理解』、『早期からの正しい情報提供』、『乳幼児健診時の対応』、『乳幼児健診後の支援』、『母親への子育てサポート』、『安心して相談できる場づくり』が抽出された。具体的な内容としては、乳幼児健診で発達障害が把握できるように、保健師には『発達障害の十分な理解』をもってほしい、また『早期からの正しい情報提供』では乳幼児健診等で発達障害等を含めた子どもの発達の多様性に関する情報を提供してほしい、『乳幼児健診時の対応』では待っている時間の子どもの行動も観察して子どもの状況を把握してほしい、母親の訴えに耳を傾けてほしいなどが挙げられた。またグレーゾーンの場合、様子を見ましようと言われ、次の健診まで何のアプローチもなく不安になるので、健診後のフォローをしてほしいという『乳幼児健診後の支援』が述べられた。さらに子どもの特性から母親は外出も思うようにできないことが多く、一人で頑張っている場合が多いので『母親への子育てサポート』をしてほしい、母親が孤独にならないように『安心して相談できる場づくり』をしてほしいが述べられた。

3) ガイドラインの検討

発達障害は早期発見・早期支援が重要とされる。保健師は早期から関われる機会を有していることから、子どもの行動と特性を結びつけ、養育者が発達障害の子どもの得意な部分を強みとしてとらえ、苦手な部分是对応の工夫で補っていくことができるように支援することが重要な役割の1つである。そこで本研究で実施した保健師・養育者対象の調査結果を踏まえて、養育者が求めている支援内容や発達障害の特性を強みとして捉える視点からガイドラインを検討した。その結果ガイドラインの要点として、(1)発達障害の理解(発達障害の理解、発達障害のある子どもの特性の理解)(2)発達障害の早期発見(乳幼児健康診査における早期発見、保育所等関係機関との連携、乳幼児対象の訪問事業等母子保健活動におけるアセスメント)(3)発達障害の早期支援(養育者の発達障害の受容支援、子どもとのかかわり方の支援、関係機関等の紹介)(4)発達障害の継続支援(養育者の子育て支援、関係機関との情報共有・引継ぎ等の連携)が挙げられた。具体的には、早期発見のためには、乳幼児健康診査時のアセスメントは問診と併せて待ち時間も含めた子どもの行動・養育者と子どもの関係の観察を必須項目として、日常生活における子どもの全体像が総合的に判断できるようにすること、早期支援・継続支援のためには健康診査でグレーゾーンと判断され経過観察となった場合、健診後速やかに家庭訪問による情報収集を行い、その後3ヵ月に1回程度の定期的な支援を行うことが早期発見・早期支援につながる要点として検討した。

発達障害児の特性を強みとしていくためには、発達障害に対する理解が前提となる。積極的に発達障害に関する研修等を受講し理解を深めるとともに、養育者に寄り添う姿勢、健康診査等におけるアセスメント能力、発達障害の特性に対応するための具体的な支援スキルの獲得等の保健師の専門的な能力の必要性が示唆された。

- 1) 総務省 発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告、平成29年1月
- 2) 日本臨床心理士会 乳幼児健診における発達障害に関する市町村調査報告書 平成26年3月31日
- 3) 村田絵美、山本知加他；発達障害児の養育者が求める支援～堺市質問紙調査より～；小児保健研究, 69(3), pp402-414, 2010

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 Yuriko Takata, Yumiko Sakata, Tomoko Omiya, Naoko Deguchi, Naomi Sugawara.
2. 発表標題 Screening of children with developmental disorders in Japan (Study 1)
3. 学会等名 16th International Congress of Behavioural Medicine (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Yumiko Sakata, Yuriko Takata, Tomoko Omiya, Naoko Deguchi, Naomi Sugawara.
2. 発表標題 The actual situation of children with developmental disorders in Japan (Study 2)
3. 学会等名 16th International Congress of Behavioural Medicine (国際学会)
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	高田 ゆり子 (Takata Yuriko) (90336660)	筑波大学・医学医療系・名誉教授 (12102)	
研究分担者	大宮 朋子 (Omiya Tomoko) (90589607)	筑波大学・医学医療系・准教授 (12102)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	出口 奈緒子 (Deguchi Naoko) (20824204)	静岡大学・教育学部・准教授 (13801)	
研究分担者	菅原 直美 (Sugawaea Naomi) (50786126)	常磐大学・看護学部・講師 (32103)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関